

1 用語の定義

1-1 開放渡り廊下等のある場合の防火中心線〔法第2条第6号〕

- 1 建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係
(建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 2022年度版(以下、「最新版」という。)) による)
- 2 延焼のおそれのある部分 附属建築物の取扱い
(建築物の防火避難規定の解説 2023年度版(以下、「最新版」という。)) による)
- 3 里道・水路等の空地による緩和
(近畿共通取扱い 2022年度版(以下、「最新版」という。)) による)

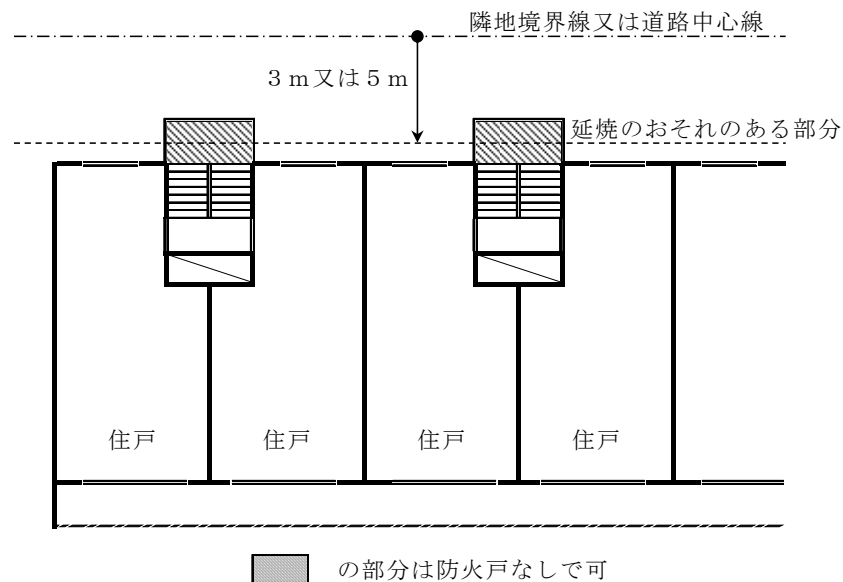
なお、近畿共通取扱い中、「申請する審査機関に確認が必要である」内容については、以下のとおりとする。

- (1) 里道・水路等法定外公共物について(近畿共通取扱い 最新版)
将来にわたって空間が確保されること及びその幅員を、里道・水路等法定外公共物の所有者又は管理者に確認すること。
- (2) 高架や駅舎がある場合の線路敷について(近畿共通取扱い 最新版)
 - ① 高架がある場合は、高架下を建築物として使用するかしないかにはかかわらず、表のとおりとする。
 - ② 駅舎がある場合は、緩和はできない。

※ 高速道路(自動車専用道)については、法第44条の規定を除き、道路の扱いはしないため、その高架についても、線路敷と同様に扱う。
- (3) 都市計画公園で事業認可されている空地や、開発行為による帰属公園について(近畿共通取扱い 最新版)
管理者が地方公共団体等であり、将来にわたって空地として確保される担保がある場合に限る(管理者に確認すること)。
- (4) 水面(川・海)、線路敷、公園・広場の必要幅について(近畿共通取扱い 最新版)
水面(川・海)、線路敷、公園・広場の幅が10m未満のものについては、その幅の中心線から延焼のおそれのある部分を算定すること。

1-2 外壁の開口部〔法第2条第9号の2、第9号の3、法第64条〕

- 1 主要構造部が不燃材料で造られた卸売市場の上屋、開放自転車置き場、その他これらに類する建築物又はこれらの建築物の部分で、その用途上及び構造上、外壁及び扉又は戸を設けることができないものについては「外壁の開口部」はないものとすることができる。
- 2 延焼のおそれのある部分の自動車車庫等の部分の開放部
(近畿共通取扱い 最新版 による)
- 3 階段室型共同住宅（準耐火建築物以外の木造を除く。）の階段の屋外側の開放部の部分で、延焼のおそれのある部分には、防火戸を設けないことができる。



1-3 児童福祉施設等〔令第19条〕

「児童福祉施設等」の具体例として、以下のようなものがある。

(1) 老人福祉法

小規模多機能型居宅介護事業（第5条の2第5項）を行う施設

老人福祉施設（第5条の3）

- ① 老人デイサービスセンター
- ② 老人短期入所施設
- ③ 養護老人ホーム
- ④ 特別養護老人ホーム
- ⑤ 軽費老人ホーム
- ⑥ 老人福祉センター

⑦ 老人介護支援センター

有料老人ホーム（第 29 条第 1 項）

（2）児童福祉法

児童福祉施設（第 7 条第 1 項）

① 助産施設

② 乳児院

③ 母子生活支援施設

④ 保育所（無認可施設を含む）

⑤ 児童厚生施設

⑥ 児童養護施設

⑦ 障害児入所施設

⑧ 児童発達支援センター

⑨ 児童心理治療施設

⑩ 児童自立支援施設

⑪ 児童家庭支援センター

（3）生活保護法

保護施設（第 38 条）

① 救護施設

② 更生施設

③ 授産施設

④ 宿所提供施設

（4）身体障害者福祉法

身体障害者社会参加支援施設（第 5 条第 1 項）

① 身体障害者福祉センター

② 盲導犬訓練施設

（5）障害者総合支援法

障害福祉サービス事業（第 5 条第 1 項）を行う施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

障害者支援施設（第 5 条第 11 項）

（6）介護保険法

認知症対応型通所介護（第 8 条第 18 項）を行う施設

（7）売春防止法

婦人保護施設（第 36 条）

（8）医療法

助産所（第 2 条第 1 項）

（9）母子保健法

母子健康包括支援センター（第 22 条第 2 項）

1-4 スポーツの練習場〔法第84条の2、令第115条の3、令第126条の2、令第136条の9第1号ロ、条例第7条〕

スポーツをさせることが主目的である施設をいい、ゴルフ、アーチェリー、テニス、スカッシュ、スキューバダイビングの各練習場及びエアロビクスクラブ、フィットネスクラブ並びにトレーニングセンター等が含まれる。

1-5 床面積が50㎡を超える居室〔令第128条の3の2〕

随時開放することができる建具で仕切られた二室がある場合は、その床面積の合計をもって「床面積が50㎡を超える居室」であるか否かを判定するものとする。

1-6 長屋〔条例第6条の2〕

建築基準法施行条例解説集（R6.7.8）（以下、「最新版」という。）による

1-7 物品販売業を営む店舗〔法別表第1、令第130条の5の3、条例第3章〕

「物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗」については、次のとおりとする。

- 1 小売を兼ねる卸売業店舗も含まれる。
- 2 店舗に供する部分とは、売場のみでなく付属する事務室、倉庫等の部分も含むものとする。
ただし、条例第3章の適用については、従業員専用の更衣室、食堂、便所等で店舗部分と耐火構造の壁又は床で区画され、特定防火設備（令第112条第13項に定める構造のものに限る。）で、店舗部分と接続されている場合は、その部分を店舗に供する部分から除くことができる。
- 3 店舗に附属する自動車車庫は、店舗に供する部分に含まないものとする。

1-8 居室〔法第2条第4号〕

居室、執務等その他これらに類する目的のために継続的に使用する室
（建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 最新版 による）
サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定上の非居室扱い
（建築物の防火避難規定の解説 最新版 による）
住宅等における納戸等
（近畿共通取扱い 最新版 による）

浴室・脱衣室で次に掲げるものは居室として扱う。

- (1) 公衆浴場の浴室・脱衣室
- (2) ホテル・旅館の大浴場・脱衣室
- (3) 老人デイサービスセンターその他これらに類する施設の浴室・脱衣室（介護を要せず、1～2名が入浴できる小規模のものは除く。）

2 構造耐力

2-1 補強コンクリートブロック造の塀〔令第62条の8〕

		補強コンクリートブロック造
高	さ (H)	$H \leq 2.2\text{m}$
壁 の 厚 さ	(d)	$d \geq 15\text{cm}$ (ただし、 $H \leq 2\text{m}$ のとき $d \geq 10\text{cm}$)
控 壁	間 隔 (L)	$L \leq 3.4\text{m}$
	突 出 (W)	$W \geq H/5$
	鉄 筋	9mm 以上
基 礎	根 入 深 さ	$\geq 30\text{cm}$
	丈	$\geq 35\text{cm}$
鉄 筋	壁 頂 ・ 基 礎	横筋 9mm 以上
	壁 端 ・ 隅 角 部	縦筋 9mm 以上
	壁 内	縦筋・横筋 9mm 以上、間隔80cm 以下
	末 端 ・ 定 着	末端はかぎ状に曲げ、縦筋は横筋に、横筋は縦筋にかぎ掛けする。ただし、縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合は末端を基礎の横筋にかぎ掛けしなくてよい。

- ・ 構造計算によりその安全が確かめられた場合には、上表によらなくてもよい（H12 建告1355号）。
- ・ 高さ1.2m以下の塀の場合、上表の「控壁」「基礎」の規定は適用しない。

参考：コンクリートブロック塀設計規準

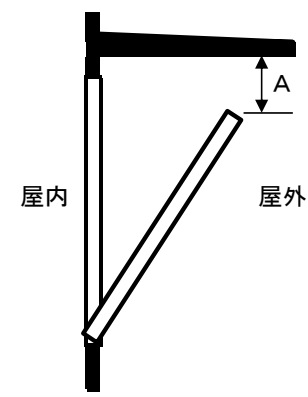
（「壁式構造関係設計規準集・同解説（メーソンリー編）」）

3 採光・換気

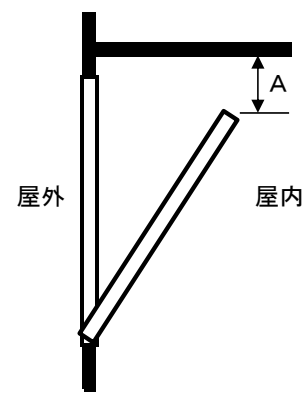
3-1 換気上有効な開口部〔法第28条第2項、令第20条の2、令第20条の3、令第28条、令第129条の2の6〕

自然排煙口及び手動開放装置／排煙上有効な開口部（自然排煙口）の取扱い
（建築物の防火避難規定の解説 最新版 による）

ただし、「底のある場合の外倒し窓」及び「室内内倒し窓」は、下図のとおりとし、有効に換気・排煙ができるようにすること。



底のある場合の外倒し窓



室内内倒し窓

Aの部分で最小開口高さとなるので、計算はこの部分で行う。

換気上有効な開口部の面積＝A×開口部の幅

3-2 採光有効面積の算定〔法第28条第4項、令第20条第1項〕

- 1 2室の共通採光
（近畿共通取扱い 最新版 による）
- 2 敷地内に2棟ある場合及びドライエリアからの採光
半透明のひさし等
（近畿共通取扱い 最新版 による）
- 3 里道・水路等の空地による緩和
（「1-1 3」と同じ）

4 避難設備・階段

4-1 屋外階段の幅〔令第23条〕

屋外階段の幅及びけあげ・踏面の寸法等の取扱い
(建築物の防火避難規定の解説 最新版 による)

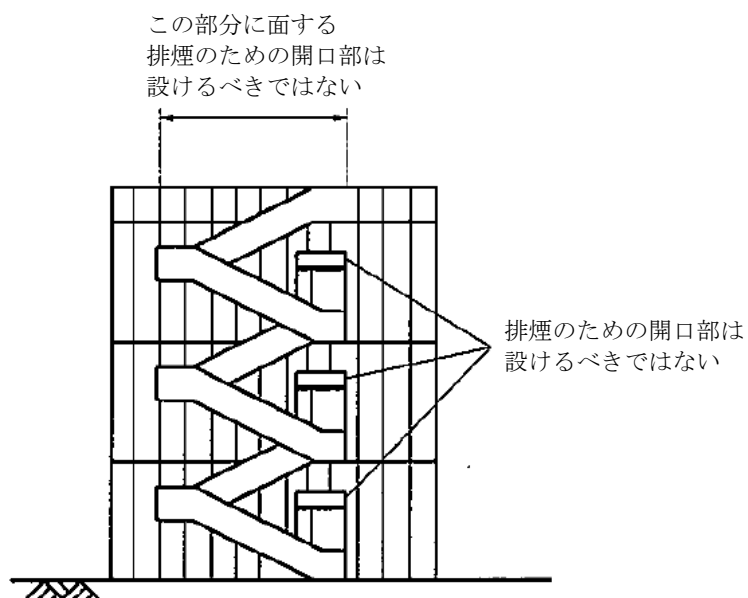
4-2 直通階段〔令第120条、令第121条〕

直通階段の設置／直通階段の要件
(建築物の防火避難規定の解説 最新版 による)

4-3 屋外階段に面する排煙設備の開口部〔令第112条、令第120条、令第121条〕

火災時に開口部からの排煙で階段を使用できなくなるおそれがあるため、屋外避難階段から2m以内の部分については、開口部を設けることはできない〔令第123条第2項〕。

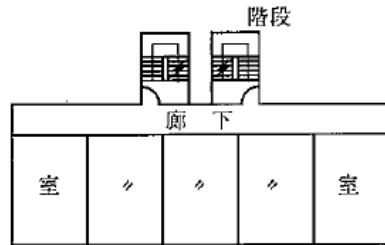
同様の趣旨により、屋外階段に面して排煙のための開口部（欄間等）を設けるべきではない。



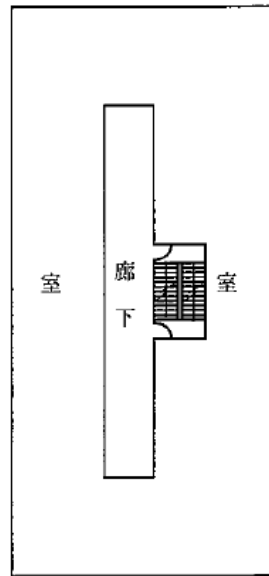
4-4 2以上の直通階段の設置を必要とする場合の位置〔令第121条〕

- 1 令第121条第1項の規定により2以上の直通階段を設ける場合は2方向避難が確保できるように当該階段を設けなければならない。

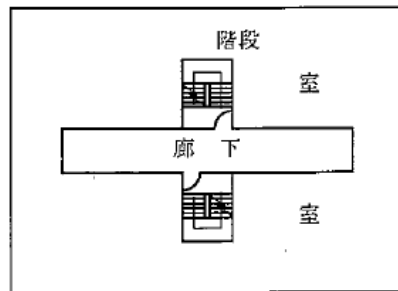
したがって下図のように、2以上の階段を1ヶ所に集中して設けるなど利用実態から見て1の階段と機能上変わらないものは、2以上の直通階段とは原則認められない。



〈図1〉不可

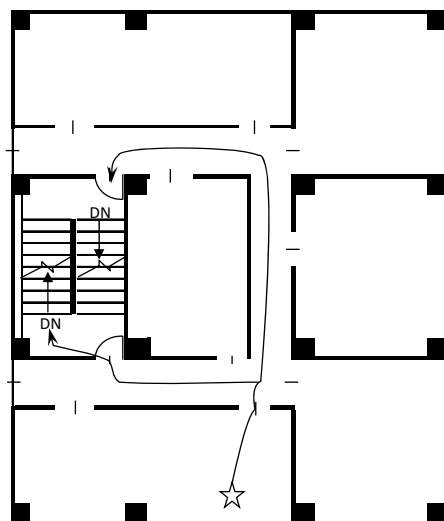


〈図2〉不可



〈図3〉不可

- 2 X階段で以下のすべて満たす場合は、2方向避難が確保できていると認められる。
- (1) 各階段は、屋内階段とすること。
 - (2) 各階段の構造は令第123条第1項の構造とすること。
 - (3) 階段には、階段に通ずる出入口（令第123条第1項第6号の出入口）を除き、開口部を設けないこと。



2方向避難が確保できていると認められる例

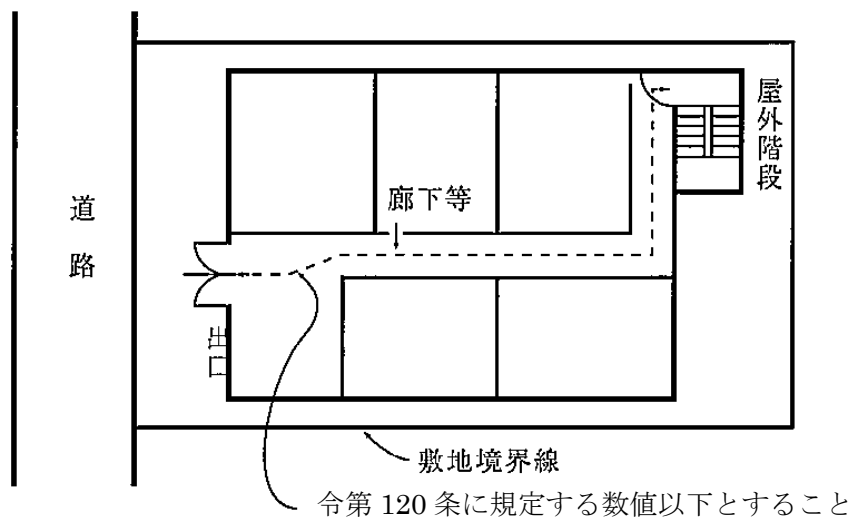
4-5 特別避難階段のバルコニー又は付室と、非常用エレベーターのバルコニー又は付室との兼用〔令第123条第3項第2号〕

乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積
(建築物の防火避難規定の解説 最新版 による)

4-6 屋外階段からの避難〔令第125条第1項、令第128条〕

避難階段以外の屋外階段については、次の(1)、(2)のいずれかによること。

- (1) 屋外階段の地上接地面から、敷地内通路で道路等、避難上有効な場所へ通ずる場合は、その通路の幅員を1.5m以上とすること。
- (2) 屋外階段から、屋内を通過して道路等避難上有効な場所へ避難する場合は、階段から道路等、避難上有効な場所へ通ずる出口への一に至る歩行距離を令第120条に規定する数値以下とし、かつ廊下を設ける等円滑な避難ができるようにすること。



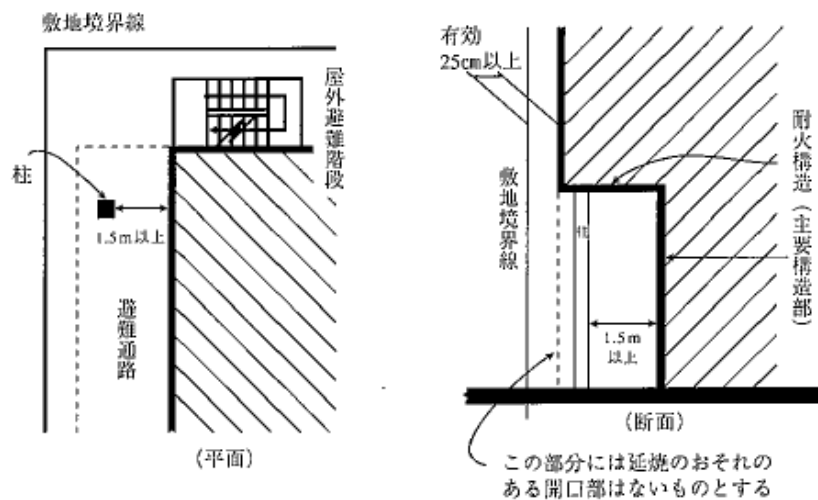
4-7 敷地内の通路（避難用の通路）〔令第128条〕

敷地内の通路 敷地内の通路の取扱い

（建築物の防火避難規定の解説 最新版 による）

ただし、外部空間との関係については、以下の図のとおりとする。

また、敷地内の通路は屋外（建物外）が原則であるが、敷地の形状等、やむを得ない場合のみこの取扱いを適用できるものである。よって、建築物の部分であってもトンネル状のものは不可とする。



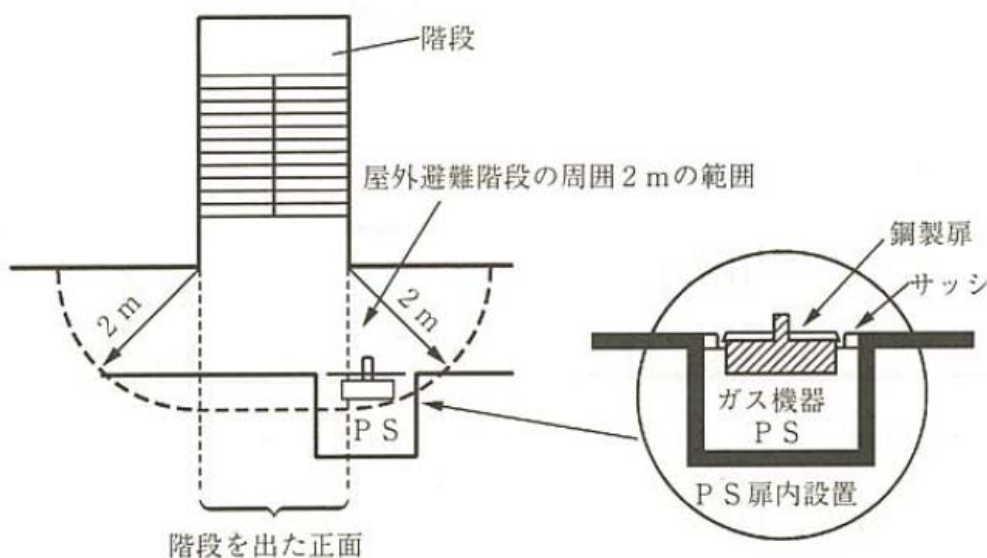
4-8 維持管理上常時鎖錠状態にある出口〔令第125条の2第1項第3号〕

屋外への出口等に設ける電気錠の取扱い

（建築物の防火避難規定の解説 最新版 による）

4-9 屋外避難階段から2m未満（階段室は除く。）のガス機器の設置について〔令第123条第2項第1号〕

床及び壁が耐火構造で造られたパイプシャフトに設けられたPS扉内設置式のガス機器は、屋外避難階段の2m未満の位置（ただし、2m未満かつ正面の位置は除く。）又は屋外階段の2m未満の位置（2m未満かつ正面の位置を含む。）に設置することができる。



（注意 排気筒が正面から外れた位置であれば設置は可とする）

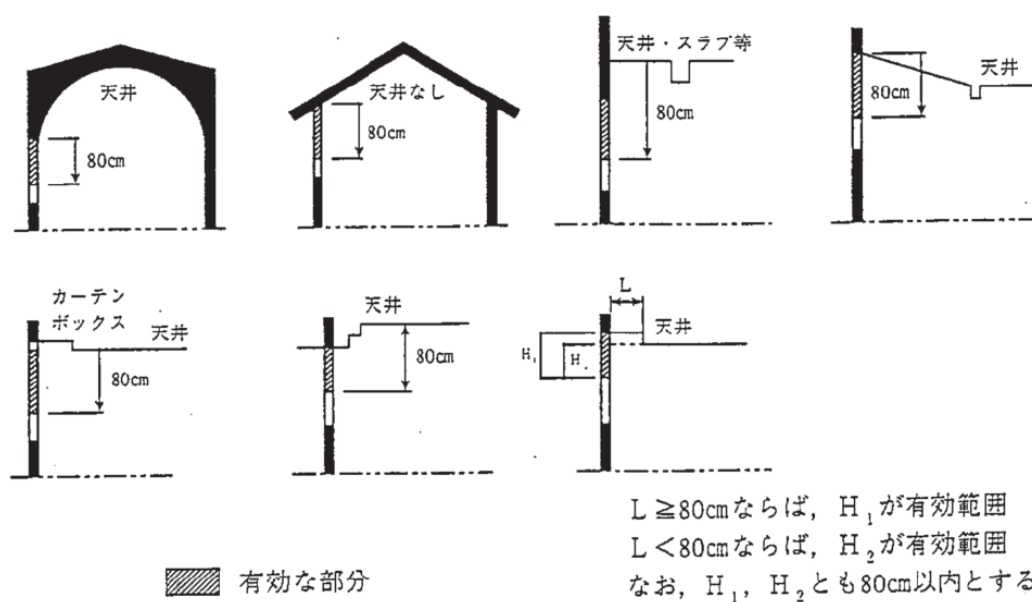
5 排煙・非常用照明・非常用進入口

5-1 開放できる部分の位置及び面積（排煙）〔令第116条の2第1項第2号、令第126条の3〕

- 1 排煙に有効な部分とみなす開口部の位置については、「3-1 換気上有効な開口部」によるものとする。
- 2 「開放できる部分」の面積の算定については、「3-1 換気上有効な開口部」によるものとする。

5-2 天井から下方 80cm 以内の距離〔令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号、令第 126 条の 3〕

下図のとおりとする。



5-3 防煙壁〔令第126条の2第1項〕

防煙区画／防煙区画間の仕様

防煙壁／防煙たれ壁に使用するガラスの取扱い

防煙壁／可動防煙たれ壁の取扱い

(建築物の防火避難規定の解説 最新版 による)

5-4 排煙設備の設置〔令第126条の2〕

排煙設備の設置／令第126条の2第1項本文の解釈

排煙設備の適用除外部分／令第126条の2第1項ただし書第二号（学校等）

排煙設備の適用除外部分／令第126条の2第1項ただし書第三号（階段等）

排煙設備の適用除外部分／令第126条の2第1項ただし書第四号（機械製作工場等）

（建築物の防火避難規定の解説 最新版 による）

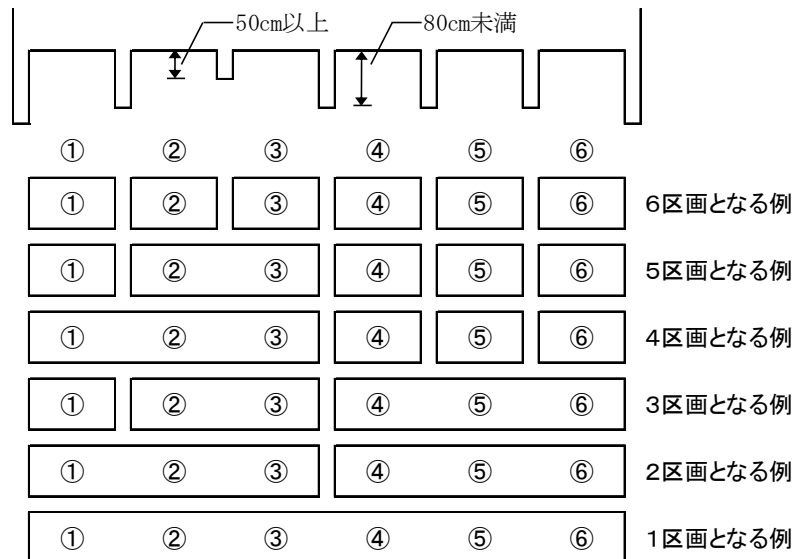
ただし、以下については上記「建築物の防火避難規定の解説 最新版」によらない。

- 1 令第126条の2第1項ただし書第一号にいう「準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画された部分」については、廊下等の避難経路には原則として適用できないものとする。
- 2 令第126条の2第2項の規定は、新築には適用できないものとする。

5-5 防煙区画〔令第126条の3〕

- 1 防煙区画について、防煙壁の突出の長さが異なる場合又は天井の高さが異なる場合には、下図のようにすることができる。
- 2 廊下等は原則として居室と同一の防煙区画とすることはできない。

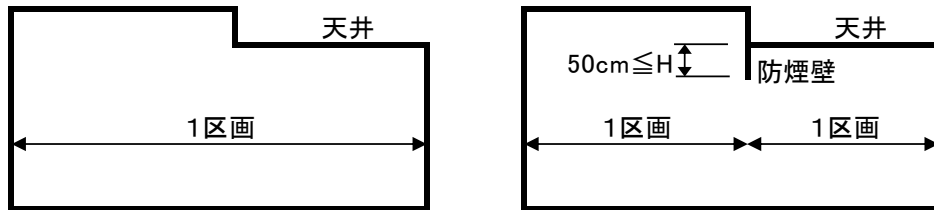
（図1）



区画は、それぞれ500㎡以内

つまり、1区画となる例：①～⑥の合計 ≤ 500㎡

(図 2)



5-6 排煙設備の構造〔令第126条の3〕

- 1 排煙口の開口部を容易に手で開くことができる場合(クレセント等の取付高さは、 $80\text{cm} \leq H \leq 180\text{cm}$) には、特に手動開閉装置及びその使用法の表示をしなくてもよい。
- 2 排煙風道が防火区画を貫通する部分には、原則として防火ダンパーを設けるものとする。ただし、排煙時に作動せず、火災温度(280℃程度)により作動するようにすること。
- 3 直接外気に接する開口面積の算定については、「3-1 換気上有効な開口部」によるものとする。
- 4 一の防煙区画において直接外気に接する排煙口と排煙機を設置する場合には、そのいずれかの設備により排煙能力を確保するようにしなければならない。
- 5 排煙機の駆動方式をディーゼルエンジン及び常用電源で作動する電動機の両方駆動とした場合は、予備電源を設けないことができる。
- 6 「中央管理室における監視」とは、排煙設備の制御及び作動状態を監視するものであり、自然排煙設備で手動開放装置による作動状態も中央管理室で監視できるものでなければならない。
- 7 手動開放装置の構造は、単一動作(レバーを引く動作や倒す動作。ハンドルなどの回転動作の場合には、一回転以内とすること。)により操作できること。
- 8 排煙機の設置室は、耐火構造若しくは準耐火構造の床若しくは壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備によって区画されていること。

5-7 排煙設備の「特殊建築物の主たる用途に供する部分」〔平 12 告示 1436 号 4 号ハ、
令 126 条の 2 第 1 項第 5 号、令第 126 条の 3〕

「特殊建築物の主たる用途に供する部分」とは、建築物内での相対的利用形態により判断されるがおおむね次の表によるものとする。

	用途	主たる用途に供する部分	左欄に該当しない部分
一	劇場、映画館、 演芸場、観覧場	舞台、客席、映写室、ロビー、切符売場、 出演者控室、道具室、衣装部屋、練習室	専用駐車場、売店、 従業員控室、事務室
	公会堂、集会場	集会室、会議室、ホール、宴会場	専用駐車場、事務室
二	病院、診療所	診察室、病室、産室、手術室、検査室、 薬局、事務室、面会室、談話室、機能訓練室、 研究室、厨房、付添人控室、リネン室	売店、専用駐車場、 器材庫
	ホテル、旅館	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、 談話室、配膳室、リネン室、宴会場、 結婚式場、理美容室	両替所、専用駐車場、 従業員控室、事務室
	下宿、共同住宅、寄宿舎	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、 浴室、共同炊事場、洗濯室	売店、専用駐車場、 専用駐輪場
	児童福祉施設等	居室、集会場、機能訓練室、面会室、食堂、 厨房	売店
三	博物館、美術館、図書館	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、 工作室、保管格納庫、資料室、研究室、 会議室、休憩室	売店
	ボーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、 スポーツ練習場	レーン、スケートリンク、プール、 ロビー、ゲームコーナー、更衣室	売店、専用駐車場
四	百貨店、マーケット、 物品販売店舗、展示場	売場、荷捌場、商品倉庫、食堂、遊技場、 結婚式場、催物場、理美容室、診療室、集会室	写真室、専用駐車場、 更衣室、事務室
	キャバレー、カフェー、 ナイトクラブ、バー	客席、ダンスフロアー、舞台、 調理室、更衣室	専用駐車場
	ダンスホール、遊技場	遊技室、遊技機械室、作業室、待合室、 景品場、ゲームコーナー、ダンスフロアー、 舞台部、客席	売店、専用駐車場、 従業員更衣室、事務室
	公衆浴場	脱衣室、浴室、休憩室、待合室、 マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	専用駐車場
	待合、料理店、飲食店	客席、客室、厨房	専用駐車場
五	倉庫	物品庫、荷捌室、休憩室	専用駐車場、事務室
六	自動車車庫、 自動車修理場	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	
	映画スタジオ、 テレビスタジオ	撮影室、舞台部、録音部、道具部、衣装部、 休憩室	売店、専用駐車場

5-8 排煙設備の告示適用について〔平 12 告示 1436 号〕

排煙告示／平 12 建告第 1436 号の第三号の天井の高さのとり方

排煙告示／平 12 建告第 1436 号の第四号イの適用の範囲（住宅等）

排煙告示／平 12 建告第 1436 号の第四号ニ及びホの適用の範囲

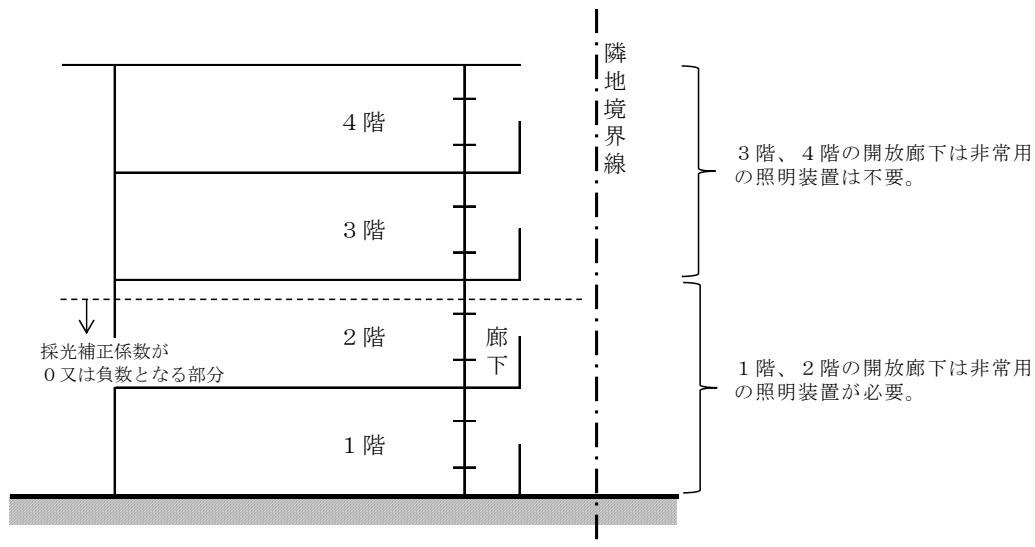
（建築物の防火避難規定の解説 最新版による）

ただし、告示第 1436 号第四号ニについては、原則として、前室を除き他の部分の避難経路にならないこと。

5-9 非常用照明装置〔令第 126 条の 4、平 12 告示 1411 号〕

- 1 令第 126 条の 4 第 1 項にいう「採光上有効に直接外気に開放された通路」とは、開放廊下又は開放階段（以下、開放廊下等という。）で、次の（１）、（２）のいずれかに該当するものをいう。

- （１）開放廊下等に設けられた開口部が、ほぼ全体にわたって令第 20 条 1 項により算定された採光上有効な部分に該当するもので、排煙上支障のない状態で外気に直接開放されているもの。



- （２）開放廊下等が、隣地境界線又は他の建築物から有効 1.0m 以上離れているもの。
- 2 令第 126 条の 4 第 2 号にいう「その他これらに類する居室」には、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム等の入所者が使用する寝室を含むものとする。
 - 3 学校等の扱い
非常用の照明装置の設置を要する部分／学校等における非常用の照明装置の設置
（建築物の防火避難規定の解説 最新版 による）
 - 4 平成 12 年告示第 1411 号の適用について
 - （１）居室であること（廊下等の避難経路には適用できない）。
 - （２）平成 12 年建告第 1411 号を適用した居室であっても、その中に別の居室の避難経路がある場合は、その避難経路部分には非常用の照明装置が必要である。

5-10 床面において1lx以上の照度〔令第126条の5、昭45告示1830号〕

「床面において1lx以上の照度を確保する」については、居室及び廊下で避難上支障のない室の隅角部、柱等によって陰になる部分を除き、原則として床面のすべての位置において1lx以上の照度を確保しなければならない。

ただし、蛍光灯又はLEDを使用する場合は、床面のすべての位置において2lx以上の照度を確保しなければならない。

5-11 非常用の進入口〔令第126条の6、令第126条の7〕

- 1 非常用進入口の設置／非常用進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面
(建築物の防火避難規定の解説 最新版 による)
- 2 非常用進入口の設置／路地状敷地の非常用の進入口の取扱い
(建築物の防火避難規定の解説 最新版 による)
- 3 非常用進入口の設置／共同住宅に設ける代替進入口の特例
(建築物の防火避難規定の解説 最新版 による)
- 4 進入口にかわる開口部で令第126条の6第1項第2号にいう「屋外からの進入を妨げる構造」及び進入口で令第126条の7第1項第4号にいう「破壊して」については、次のとおりとする。

なお、低放射ガラス（通称 Low-E ガラス）は、いずれの製法による場合においても、基板と同等なものとして取り扱う。（平成23年12月28日付け消防庁予防課事務連絡）

ガラス名称等			進入を妨げる構造の判定	
ガラス名称 (JIS 番号)	厚さ	窓等の形態※3、4	足場有	足場無
型板ガラス(R 3203)		はめごろしの窓等	○	○
		クレセント付の窓等	○	○
フロート板ガラス又は磨き板ガラス (R 3202) 熱線吸収板ガラス(R 3208) 熱線反射ガラス(R 3221)	6mm 以下	はめごろしの窓等	○	○
		クレセント付の窓等	○	○
	6mm を超え 10mm 以下	はめごろしの窓等	×	×
		クレセント付の窓等	○	×
強化ガラス(R 3206) 熱線反射ガラスで強化ガラスを使用するもの	5mm 以下	はめごろしの窓等	○	○
		クレセント付の窓等	○	○
線入板ガラス(R 3204) 網入板ガラス(R 3204) 熱線吸収ガラスで熱線吸収網入ガラスを使用するもの	6.8mm 以下	はめごろしの窓等	×	×
		クレセント付の窓等	○	○
	6.8mm を超え 10mm 以下	はめごろしの窓等	×	×
		クレセント付の窓等	○	×

複層ガラス(R 3209)	使用する材料板ガラスごとに本表により判断※2			
合わせガラス(R 3205) ※1		はめごろしの窓等	×	×
倍強度ガラス(R 3222)		クレセント付の窓等	×	×

※1 合わせガラスとは、2枚以上の材料板ガラスで中間膜（材料板ガラスの間に両者を接着する目的で介在する合成樹脂の層をいう。）を挟み込み全面接着したもので、外力によって破損しても、破片の大部分が飛び散らないようにしたものという。

合わせガラスについては原則使用不可であるが、以下に該当する場合で、クレセント付の窓等の形態とし、ガラスを部分破壊することで進入できるものに限りその使用を認めるものとする。

(1) 次に掲げる合わせガラスを用いた開口部

- ア フロート板ガラス 6mm 以下+PVB(ポリビニルブチラル)30mil(膜厚 0.76 mm)以下
+フロート板ガラス 6mm以下の合わせガラス
- イ 網入板ガラス 6.8mm 以下+PVB(ポリビニルブチラル)30mil(膜厚 0.76 mm)以下
+フロート板ガラス 5mm以下の合わせガラス

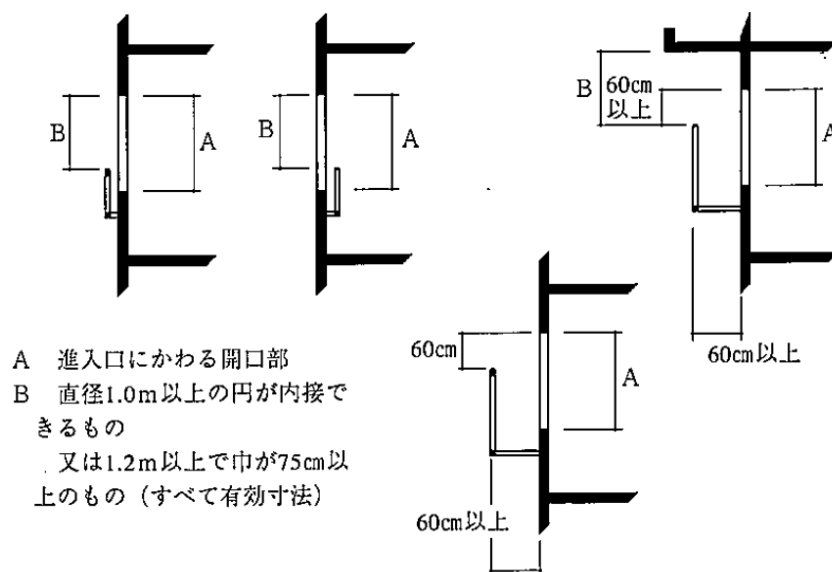
(2) 次に掲げる合わせガラスを用いた開口部で、外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

※2 クレセント付の窓等にもみ使用できると上表に示されているガラスを複層ガラスに使用する場合は、窓等の形態をクレセント付等とし、ガラスを部分破壊し、クレセント開錠することで進入できるものとする。（クレセント付の窓等の有効寸法はクレセント開錠後の開口寸法とする。）

なお、※1にかかわらず複層ガラスに合わせガラスは使用不可とする。

※3 進入の障害となる広告物・看板、日除け・雨除け、ネオン管等は進入口又は進入口にかわる開口部に設けてはならない。ただし、固定した目隠し格子等で破壊容易なものは進入口として使用できるものとする。

進入口に代わる開口部に手すりを設ける場合は下図による。



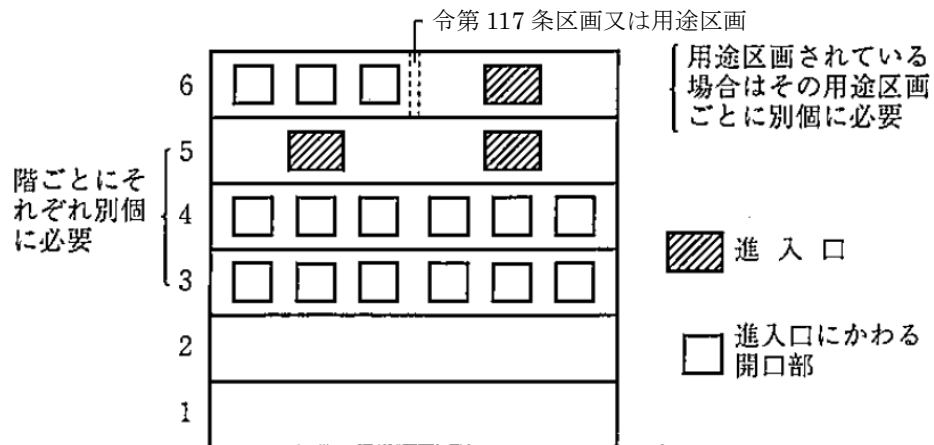
※4 進入口に代わる開口部に設けるシャッターの取扱いは次による。

- ① 地階を除く階数が3以下であること。
- ② 3階部分が住宅の用途にのみ供されるものであること。(共同住宅その他の特殊建築物は除く。)
- ③ 次の条件を満足する軽量シャッターであること。
 - ・スラットの板厚が1mm以下のもの
 - ・屋外から容易に開放できるもの(消防隊が特殊な工具を用いることなく開錠できる、又は部分破壊し、その後工具なしに開放できるもの)
 - ・防犯用でないもの

5 進入口にかわる開口部と進入口は、同一階で併設できない。

ただし、避難経路が用途ごとに異なる場合や令第117条に規定する区画がある場合は、下図のとおりとすることができる。

また、2以上の外壁面が、道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する場合、同一階であっても各面ごとに進入口にかわる開口部又は進入口が設置できる。



6 昇降機

6-1 昇降機の昇降路の部分の防火区画（竪穴）について〔令第112条第9項、第13項〕

1 エレベーター

昇降機の昇降路の部分とその他の部分（乗降ロビーもその他部分である）は、令第112条第13項第2号による防火設備で区画しなければならない。よって、乗場戸の近傍で、遮炎・遮煙の両者の性能を有した防火設備で区画する必要がある。

性能	大臣認定	告示に基づく例示仕様
遮炎性能	○法第2条第9号の2ロに基づく大臣認定 ・令第109条の2（防火設備） ・令第112条第1項（特定防火設備）	・平12建告第1360号 ・平12建告第1369号
遮煙性能	○令第112条第13項第2号に基づく大臣認定	・昭48建告第2564号 （シャッターの場合は遮煙性能試験に合格したもの）

2 小荷物専用昇降機

小荷物専用昇降機の扉が次の要件を全て満たすことでその扉を令第112条第13項第2号による防火設備とみなす。

- （1）鉄板の厚さが0.8mm以上である等、法第2条第9号の2ロに規定する防火設備の構造方法の基準に適合すること。
- （2）押し下げ等の開閉機構で相じゃくりや突合わせゴム（難燃ゴム）等により隙間が生じない構造とすること。
- （3）自動的に閉鎖するか、又は開放警告ブザーが設置されている等、確実に閉鎖が行われるものであること。

6-2 「停電の場合においても……の照明装置」〔令第129条の10第3項第4号 ロ〕

昇降機技術基準の解説 最新版 による

6-3 非常用エレベーターの乗降ロビー〔令第129条の13の3第3項〕

- 1 非常用エレベーターの乗降ロビーには、一般用エレベーターの乗降口を設けることはできない。

なお、一般用エレベーター及び乗降ロビーが非常用エレベーターのすべての規定に適合する場合はこの限りでない。

- 2 乗降ロビーには、消火設備以外の PS、EPS、DS 等の点検口を設置してはならない。
- 3 乗降ロビーへの出入口は原則として防火シャッターを設けないこと。
- 4 乗降ロビーの出入口に設ける戸を開く方向は、特別避難階段の付室と兼用する場合を除き、消防隊が活動しやすい方向でもよいものとする。

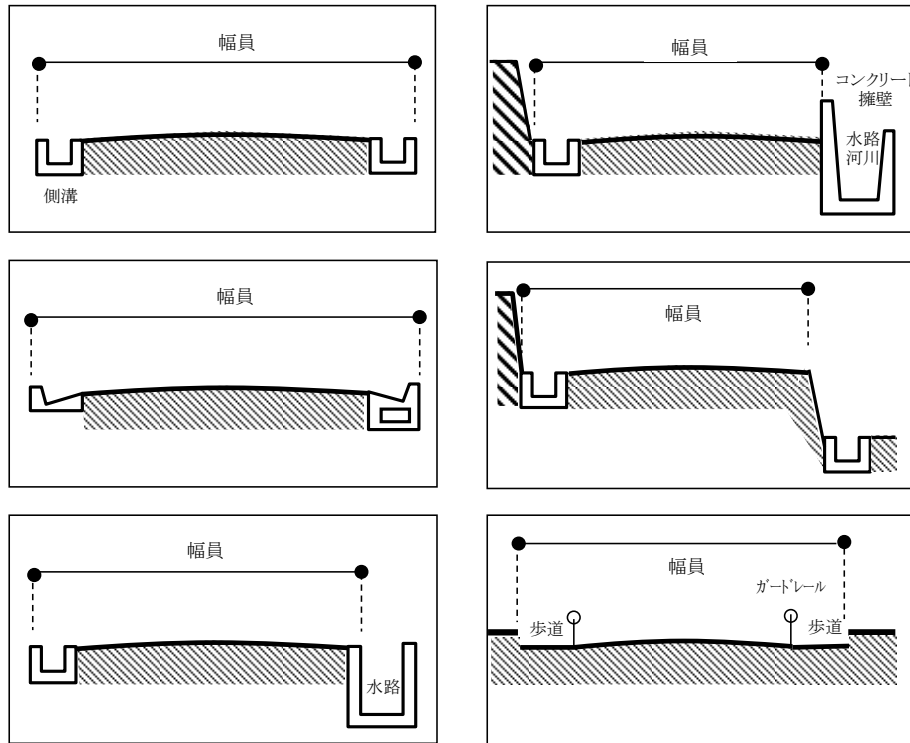
6-4 エレベーターの機械室について〔令第129条の9〕

エレベーターの機械室には、非常用スピーカー、火災報知器の感知器等、昇降機の防災上必要なものを除き、エレベーター関係以外の配管設備等を設けないこと。

7 道路と敷地

7-1 道路幅員の測定方法〔法第42条〕

法第42条第1項に規定している道路の幅員とは、一般交通の用に供され、道路としての防火上、避難上、交通上支障のない構造形態を備えている部分をいい、側溝はこれに含まれるが法敷等は含まれない。



7-2 道路の後退部分の明示方法〔法第42条第2項〕

道路の後退部分には、帯状のコンクリート、その他これらに類するもので、その境界を明示すること。

7-3 長屋の敷地内の通路〔条例第6条の2第2項〕

建築基準法施行条例解説集 最新版 による

7-4 自動車車庫等の位置〔条例第19条第1項第2号、第3号〕

建築基準法施行条例解説集 最新版 による

8 用途地域

8-1 第一種低層住居専用地域内の建築〔法別表第2(イ)項、令第130条の3、令第130条の4〕

- 1 法別表第2(イ)項2号の「住宅で事務所、店舗……用途を兼ねるもの……」とは、居住の用に供する部分とその他の部分とが壁又は床で明確に区分されていないものをいう。
- 2 令第130条の3の兼用住宅の規定は、長屋である場合にも適用する。
ただし、長屋は、兼用部分の床面積の合計が50㎡以下で、かつ、各住戸それぞれの床面積の1/2以上を居住の用に供したものに限る。
- 3 令第130条の3第1号の「事務所」には、個人タクシー営業所（事務所）兼用住宅の同一敷地内に設ける自動車一台を収納する車庫も兼用住宅の部分に含むことができる。
- 4 令第130条の3第2号の日用品販売店舗兼用住宅の倉庫でその床面積が10㎡以内で、かつ、同一敷地内にあるものは別棟であっても兼用住宅の部分に含むことができる。
- 5 令第130条の3第2号の「日用品の販売を主たる目的とする店舗」には日用品として使用するプロパンガス、灯油、家庭用ペイント等の危険物の小売販売店舗が含まれる。ただし、詰替え等の作業を行うものは除く。
- 6 令第130条の3第2号の「日用品の販売を主たる目的とする店舗」には「ペットショップ」を含まない。
- 7 令第130条の3第3号の「その他これらに類するサービス業を営む店舗」には、CDビデオレンタル店を含む。
- 8 令第130条の3第4号の「洋服店、畳屋、建具屋・・・その他これらに類するサービス業を営む店舗」には、製作を主として行う作業場を有するものは含まれない。
- 9 令第130条の3第4号の「その他これらに類するサービス業を営む店舗」には、原動機付自転車を扱う自転車店を含む。
- 10 令第130条の3第5号の「その他これらに類するもの」には、仕出し屋が含まれる。
- 11 法別表第2(イ)項第7号の「公衆浴場」は、近隣住民のためのサービスの施設としての浴場をいい、建築物や駐車場の規模が大きいなど広域的な利用を目的とした浴場又は休憩室や飲食コーナーを有するなど娯楽的な要素が強い浴場は含まない。
- 12 法別表第2(イ)項第8号の「診療所」には、次のものが含まれる。
 (1) 医療法にいう医業に類似するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づくあん摩業等の施術所
 (2) ベッド数19床以下の老人保健施設
- 13 法別表第2(イ)項第9号の「巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する……公益上必要な建築物」には地下道からの出入口の上屋、現金自動支払所（公衆電話所程度の規模のものに限る。）等の建築物が含まれる。
- 14 令第130条の4第5号(ト)に規定する「都市高速鉄道の用に供する施設」とは市街地における通勤、通学その他日常活動に必要な地下鉄、私鉄等の施設をいう。なお、都市計画決定の有無は問わない。
- 15 建設省告示（昭45）1836号第7号に規定する停車場又は停留所の「執務の用に供する施設」には、駅事務所、出札所、改札所等駅業務を直接行うための部分が含まれ、旅客便

所、コンコース、旅客通路及び旅客階段並びに直接の駅業務に付随して必要となる寝室、休憩室、食堂、厨房、浴室、更衣室、通路等は含まない。

- 16 法別表第2（い）項第10号の「.....建築物に附属するもの.....」には、農業用住宅で、延べ面積が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の1／3以下の農業用倉庫を含む。

8－2 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域内の建築〔法別表第2（に）項、（ほ）項、（と）項及び（へ）項、令第130条の7の2〕

- 1 給油所のオートリフト室の床面積の合計が70㎡以下、オートリフト2台以下のもので、グリス注入、オイル交換及び空気入れ等のサービス業務を行い、その他の修理とみなされる作業を行わない場合は、原動機があっても、当該給油所は、法別表第2（に）項第2号の「工場」及び（へ）項第2号の「原動機を使用する工場」には含まれない。
- 2 自動車の自動洗車設備（1台かつ40㎡以下のものを除く。）を設けた建築物又は建築物の部分、法別表第2（に）項第2号の「工場」及び（へ）項第2号の「原動機を使用する工場」に含まれる。
- 3 法別表第2（と）項第3号（5）の「木材の引割」には、竹材の引割を含む。
- 4 令第130条の5の4第1号及び令第130条の7の2第1号に規定する「...消防署その他これらに類するもの」には、地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物を含む。
- 5 法別表第2（ほ）項第2号の「その他これらに類するもの」には、ゲームセンターを含む。

8－3 商業地域内の建築〔法別表第2（ぬ）項〕

- 1 法別表第2（ぬ）項第2号の「日刊新聞の印刷所」には、宗教、政治関係の新聞の印刷所を含む。
- 2 法別表第2（ぬ）項第3号（16）の「陶磁器の製造」には、その敷地内において絵付けのみの作業を行い、成形等の作業を行わないものは含まない。

8－4 建築物の屋上に設ける自動車車庫の用途規制〔令第130条の5、令第130条の5の5、令第130条の7の2、令第130条の8〕

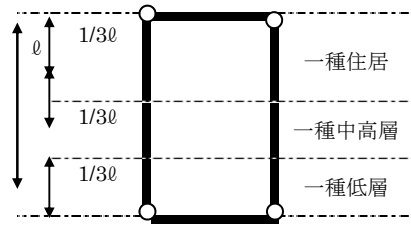
屋上の自動車車庫

（建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 最新版 による）

8－5 敷地が3種類以上の地域、地区にまたがる場合〔法第91条〕

3種類以上の地域地区にまたがる敷地の場合は、規制内容の共通する2種類以上の地域地区の合計と他の地域地区を比較して、過半の敷地の属する地域地区内の規定を適用する。

<用途地域の例>

前面道路		建築物の用途					
		旅館	大学	病院	事務所	店舗	独立車庫
	一種住居	△ ≦3、 000	○	○	△ ≦3、 000	△ ≦3、 000	△ ≦300
	一種中高層	×	○	○	×	△ ≦500	△ ≦300
	一種低層	×	×	×	×	×	×
	建築の可否	×	○	○	×	△ ≦500	△ ≦300